

UBS銀行東京支店では、**中国元預金をお取り扱い**しております。
是非、あなたの資産運用にお役立てください。

UBS銀行 中国元 外貨預金



I 対象となるお客様

UBS銀行東京支店ウェルス・マネジメント部の対象となる個人及び法人のお客様。
[但し、お口座開設には一部制約がありますので、本紙裏面をご確認ください。]

II お取り扱い可能な預金の種類

当座預金および定期預金の2種類があります。定期預金の期間は、原則1週間以上6ヶ月以内、最低預入額は10万米ドル相当額(注1)です。金利については、クライアントアドバイザーにお問い合わせください。

III お振替可能通貨

主要な8通貨(日本円、米ドル、ユーロ、スイスフラン、英ポンド、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル)からのお振替が可能です。
[但し、個人のお客様の場合、一日あたりの交換限度は、お一人当たり、1億中国元です。(注1)]

(注1)中国元預金のお取り扱いに関しては、最低預入額、交換可能限度のほか、送金に関する制限等、他の外貨預金とは異なる点があるため、詳細については本紙裏面及び「中国元外貨当座預金契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)」、「中国元外貨定期預金契約締結前交付書面」をご参照ください。

当行の概要

商号等: ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(登録金融機関:関東財務局長(登金)第605号)
所在地: 〒100-6512 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング
加入協会: 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

UBSウェルス・マネジメント

UBS銀行 東京支店 ウェルス・マネジメント部
〒100-6512
東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング

UBS銀行 大阪オフィス(出張所)
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田3丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル 14階

UBS銀行 名古屋オフィス(出張所)
〒451-6036
愛知県名古屋市中区牛島町6番1号
名古屋ルーセントタワー 36階

お問い合わせ・資料請求: 0120-073-533 www.ubs.com/japan-wealth

UBS銀行中国元外貨預金 主要商品概要(注1)

預金種類	当座預金及び定期預金
預金保険	預金保険の対象外です。
対象となるお客様	UBS銀行東京支店ウェルズ・マネジメント部の対象となる個人及び法人のお客様
口座開設条件	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様については、以下のいずれかに該当する場合は、口座の開設ができません。 <ul style="list-style-type: none"> ①香港の身分証明書保持者 ②香港パスポート保持者 ③海外在住イギリス国民(British National Overseas)パスポート保持者 ④中国元口座を香港に所在する銀行(UBS AG香港支店を含む)に保有する者 法人のお客様については、香港における個人のお客様一日あたり2万円を上限とする中国元の転換規制を回避するために設立された資産保有会社である場合は口座開設ができません。
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定期 <ul style="list-style-type: none"> 原則1週間以上、6ヶ月以内。 自動継続のお取り扱いがあります。
最低預入額	<ul style="list-style-type: none"> 定期 <ul style="list-style-type: none"> 10万米ドル相当額以上(当行所定の為替レートにより換算します。)(注2) 当座 <ul style="list-style-type: none"> 預入単位
預入単位	1補助通貨単位(1分(中国元の100分の1))
預入限度額	現時点では定められていません。(注3)
利息	<ul style="list-style-type: none"> 定期 <ul style="list-style-type: none"> 適用利息:固定金利。約定時における当行所定の基準金利をもとに決定させていただきます。(注4) 自動継続の場合には、自動継続約定日(原則として中国元の預金満期日2営業日前)における基準金利をもとに決定させていただきます。 計算方法:付利単位を補助通貨単位として、1年を360日とする単利日割り計算
中国元现金による払い出し	お取り扱いしていません。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 手数料はありません。 但し、他通貨から交換して中国元外貨預金に預け入れる場合、あるいは払い出し時に中国元を他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行う必要があり、その際には為替手数料を含んだレートによることとなります。
中途解約時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 定期 <ul style="list-style-type: none"> 中途解約はできません。
お振替の上限	個人のお客様の場合、円預金及び他通貨からの中国元へのお振替、または円預金及び他通貨への中国元からのお振替は、一日あたり1億元が上限です。(注5)
到着した外貨送金でのお預け入れ	仕向金融機関により異なりますので、個別にお問い合わせください。なお、中華人民共和国からの中国元送金については、お取り扱いできません。
外貨でのご送金	送金手数料(25米ドル相当額(税込み))がかかります。なお、中華人民共和国への中国元送金については、お取り扱いできません。

(注1) 詳細については、「中国元外貨当座預金契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)」、「中国元外貨定期預金契約締結前交付書面」をご参照ください。

(注2) 最低預入額は2011年12月15日時点のものです。

(注3) 今後の中国政府の政策等により、預入限度額の設定や預入そのものをお断りする可能性があります。

(注4) 中国元外貨定期預金の金利は、中国政府の政策等により、大幅に変動する可能性があります。

(注5) 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。特に中国政府の外国為替管理政策下にある中国元は、自由に交換可能な通貨ではなく、その通貨政策等の変化によって為替レートが大幅に変動又は他の通貨に変換できないリスクがあります。

本資料は情報提供を唯一の目的としており、いかなる金融商品に係る売買の申出あるいは勧誘を意図するものではありません。当資料に記載されている情報や条件は信頼できる情報源から得ておりますが、その正確性、完全性及び信頼性については、明示されていると否とに関わらず、当行がそれらを保証するものではありません。当資料中に記載されている内容は事前の通告なく変更されることがあります。また、前提となる条件、基準の違いなどから、UBSの他のグループ企業または事業部門によって表明される内容や当資料の内容とは相違または齟齬をみる場合があります。UBS銀行は当資料に掲載されている情報を更新する義務を負いません。オプション取引、デリバティブ取引、先物取引は、必ずしも全てのお客様にとってふさわしい商品とは言えず、これらの商品の売買には危険が伴うと考えられています。過去の実績は必ずしも将来の結果の指標となるものではありません。市況の変動により、当資料に記載されているいかなる取引についても、その収益もしくは価値・価格が不利な方向に影響を受ける場合があります。従って、お取引をされる際には、お客様ご自身の判断、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・諸規則・税務・企業経営・投資・財務・会計に関する顧問に相談の上、その助言に基づき、お客様ご自身が投資の意思決定(当該投資の適合性に関する意思決定も含む。)をしてください。お客様とUBSとの取引は詳細なタームシートの条項、コンファメーションあるいは電磁的方法によるマッチングに従うものとします。詳細につきましては当行担当者までお問い合わせください。また、別途取り交していただいております関連約定書の各条項も参照してください。

無断転載を禁ず。当資料の著作権はUBS銀行に帰属します。当資料のいかなる部分についてもUBS銀行の書面による承諾なしにいかなる方法によっても当資料の複製、配布を禁止します。この点に関し、第三者からの訴訟に対して何ら責任を負わず、またいかなる問合せにも応じかねます。